

御尋に御座候。惣而往還有之外、脇道に一里塚は無御座候。此道筋にも一里塚無御座候。

一、吉岡村・吉野村・佐良村、此村々脇或は村中へ通り申小川共、正保之御繪圖には四ヶ所有之、延寶之御繪圖には無之候。右小川共今程無之候哉御尋に御座候。正保之御繪圖之通、今以四ヶ所とも小川御座候。

一、中宮村之山入、正保之御繪圖に、尾添村・荒谷村二ヶ村共に石川郡之内に有之、御郡境・川道等延寶之御繪圖とは違有之由御尋に御座候。此所之儀先年御領替有之、尾添村・荒谷村御公領に罷成候故、御領境違申と奉存候。

一、正保之御繪圖に西大崎村、延寶之御繪圖に橋栗崎村と有之儀御尋に御座候。此段如何様之違にて御座候哉、承及不申候。惣而西大崎村と申は無御座候。

右御繪圖之面、今度御尋之儀共申上候通相違無御座候。以上。

元祿十一年七月廿四日

石川郡十村連名

山廻佐良村九郎兵衛

吉野村平三郎

野村五郎兵衛殿
不破平左衛門殿

小塚善左衛門殿

右尋問答書の趣にて、里塚の事勘考すべし。家忠日記に、慶長九年二月四日、此日台徳院殿鈞命に依つて、東海道及び越後海道に各一里塚を築かしめ給ふ。御家人是を監す。同年五月下旬に至つて成就すとありて、徳川二代將軍秀忠公いまだ世子なりしかど、此の事を下知せられ、舊藩前田家にも二世利長卿彼の下知に隨ひ、加賀・能登・越中封内三ヶ國中往還筋の道程を取しらせ、一里塚をば築かしめられしと聞ゆ。抑、道程一里の間數は、其の時世に依つて異なりけん。古令の雜令に、凡度地五尺爲步。三百步爲里。とあり。是上代一里の定也。既牧令に、凡諸道須置置驛者。每三十里置一驛。とあるも、三百步一里の制なる事知られ

けり。海東諸國記の凡例に、一道路用日本里數。其一里准我國十里。と載せたり。此の書は皇朝文明三年の撰述なるよし、記中に見えたり。和漢三才圖會卷五十五に云ふ。倭一里。古者五十町。其一町六十步也。其一步六尺五寸也。諸

國記之説大概合焉。中古以來用三十六町。其一步用六尺。今亦和・河・泉・伊勢等之南海道。多用古道。其餘用三十六町。又奥州驛路外。多以六町爲一里有之と。又云ふ。封嶽里堡也。俗云一里塚。按一里堡每一里空小山。樹以松或榎。古道五十町。今道三十六町。有異とあり。平次按するに、右古道といふは中古の道程ならんか、今も國によりて五十町を以て一里となしたるありといへり。三十六町を一里とするは、いつの世よりの定めならんか。或説に、織田右大臣の世よりの事也といふは違へり。堯孝僧都の富士の道記に、近江のむさしの宿を都より十三里といひ、美濃の垂井をむさより十四里などいへり。すべて今の世の定めと同じと本居氏の玉勝間にいへり。今尙考ふるに、群書類從に載せたる永正十三年正月後奈良天皇の撰び給へる何會に、三十六町さきにふくろう鳴いて、しとみやりどたまらず。とありて、その解にりうほうさいやれ。といへり。右の何會にて、此の時代既に三十六町を以て一里とせし事いぢるし。三十六町を以て一里とするは、もと田制より出でたるもの也といへり。拾芥抄田籍部に、凡田以方六尺爲一

步。卅六步爲一段頭。一段爲町頭。十段爲一町積。卅六町爲一里。此六里爲條云々。里起從西行於東。限卅六里。町始良終乾。但已上可隨國例。とあり。按するに、古令の田令には、凡田長卅步廣十二步爲段。十段爲町。とあるのみにて、拾芥抄の定は令後の制なり。朝野群載に載せたる寛治八年五月廿月民部省の位田宛文に、大和國城下郡、參條參里陸坪一町、路東十位條二里參坪一町。など、載せたり。右宛文にて見れば、拾芥抄に載せたる田籍法は、中古の田制にして、右田制より起りて道程の里數へ移り、田制は既に廢止せしかど、道程は後世までその定めに隨ひ、今の世までも三十六町を一里とはなしたりと聞ゆ。

○泉 町

此の町は、野町の町端、一里塚の末也。高澤忠順の金澤事蹟必錄に、泉町とは野町境木戸一里塚より泉野迄の間也。俗誤つて是を泉野町と云ふとあり。按するに、十二冊定書に載せたる金澤通町筋町割附に、三町五十間泉新町の次に野町を載せたり。さればむかしは野町より南方町端の方は都て泉新町と稱し、一町となしたりけん。然れば泉町と泉